



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年1月10日火曜日 第372号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定納付受託者の指定.....	(スマート行政推進課).....	1
落札者等の告示(2件).....	( " ).....	1
愛媛県公衆浴場入浴料金審議会規程の一部改正.....	(薬務衛生課).....	2
知事指定薬物の指定の失効.....	( " ).....	2
愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程の一部改正.....	(農地整備課).....	2
保安林予定森林にする旨の通知(3件).....	(森林整備課).....	4
解除予定保安林にする旨の通知.....	( " ).....	4
保安林の指定.....	( " ).....	4
公有水面埋立免許.....	(港湾海岸課).....	5
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	5
都市計画の変更案の縦覧(9件).....	(都市計画課).....	6
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課).....	7
指定道路の指定(2件).....	(東予地方局四国中央土木事務所).....	8
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	9

### 選挙管理委員会告示

愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	(選挙管理委員会).....	9
--	----------------	---

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	電子申請システムを利用した行政手続に係る手数料等	令和5年1月11日から 令和5年3月31日まで	令和4年10月5日

### ○愛媛県告示第3号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
都市リスクの解析等業務一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年11月24日	三井住友海上火災保険株式会社 東京都千代田区神田駿河台3-9	200,000,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による

### ○愛媛県告示第4号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
オンデマンド型交通システム導入等業務一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年11月11日	株式会社アイシン 愛知県刈谷市朝日町2-1	34,175,205円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第5号

愛媛県公衆浴場入浴料金審議会規程（昭和38年11月愛媛県告示第884号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（構成）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 委員の任期は、<u>第2項第1号</u>に掲げる者のうちから任命される委員を除き2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 副会長は、会長を助け、<u>会長に事故があるときは</u>、その職務を代理する。</p>	<p>（構成）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 委員の任期は、<u>第1項第1号</u>に掲げる者のうちから任命される委員を除き2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 副会長は、会長を助け、<u>会長事故あるときは</u>、その職務を代理する。</p>

○愛媛県告示第6号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2 - ( 3 - メトキシフェニル ) - 2 - [ ( プロパン - 2 - イル ) アミノ ] シクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (2) N - メチル - 1 - ( 5 - メチルチオフェン - 2 - イル ) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (3) 2 - { 2 - ( 4 - エトキシベンジル ) - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 1 - イル } - N , N - ジエチルエタン - 1 - アミン及びその塩類

- (4) N - ( 1 - アミノ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル ) - 1 - ヘキシル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- (5) N - ( 1 - アミノ - 1 - オキソ - 3 - フェニルプロパン - 2 - イル ) - 1 - ブチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- (6) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和4年12月26日

○愛媛県告示第7号

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程（昭和47年11月愛媛県告示第1093号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助事業の内容等）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる業務は、必要に応じ補助</p>	<p>（補助事業の内容等）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる業務は、必要に応じ補助</p>

事業として実施することができる。

(1)・(2) 省略

(3) 財産管理制度活用

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

3 省略

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の62.5以内（第1号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の65以内）、中山間地域農業農村総合整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の55以内（同号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の60以内）、農地中間管理機構関連農地整備事業及び中山間地域農業農村総合整備事業以外の事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の50以内（次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の55以内）とする。

(1)~(6) 省略

(7) 急傾斜地帯（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第14項の農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基準に該当する地域をいう。）

(8) 省略

(書類の作成及び保管)

**第13条** 補助事業者は、次\_\_\_\_\_に掲げる書類を作成し、換地処分  
の公告年度まで保管しなければならない。

(1)~(9) 省略

(10) 農地中間管理権等調査

(11)~(14) 省略

(15) 第3条第2項第3号の業務を実施した地区にあつては、財産  
管理制度活用調査

(16) 第3条第2項第4号の業務を実施した地区にあつては、地区  
内ゾーン設定図

(17) 第3条第2項第6号の業務を実施した地区にあつては、創設  
農用地・増歩換地取得調査

(18) 第3条第2項第7号の業務を実施した地区にあつては、非農  
用地生み出し促進対策調査

(19) 第3条第2項第8号の業務を実施した地区にあつては、交換  
分合実施予定地区調査

(20) 第3条第2項第9号の業務を実施した地区にあつては、換地  
計画素案及び換地予定地図

(21) 第3条第2項第10号の業務を実施した地区にあつては、利用  
権設定申出実績調査

附 則

4 省略

5 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域において行  
う農業競争力強化農地整備事業及び農地中間管理機構関連農地整  
備事業に係る補助事業に要する経費に関する補助金の額は、第4  
条及び前項の規定にかかわらず、令和7年度までに実施される補

事業として実施することができる。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

3 省略

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の62.5以内（第1号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の65以内）、中山間地域農業農村総合整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の55以内（同号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の60以内）、農地中間管理機構関連農地整備事業及び中山間地域農業農村総合整備事業以外の事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の50以内（次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の55以内）とする。

(1)~(6) 省略

(7) 急傾斜地帯（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第12項の農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基準に該当する地域をいう。）

(8) 省略

(書類の作成及び保管)

**第13条** 補助事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、換地処分  
の公告年度まで保管しなければならない。

(1)~(9) 省略

(10) 利用権等調査

(11)~(14) 省略

(15) 第3条第2項第3号の業務を実施した地区にあつては、地区  
内ゾーン設定図

(16) 第3条第2項第5号の業務を実施した地区にあつては、創設  
農用地・増歩換地取得調査

(17) 第3条第2項第6号の業務を実施した地区にあつては、非農  
用地生み出し促進対策調査

(18) 第3条第2項第7号の業務を実施した地区にあつては、交換  
分合実施予定地区調査

(19) 第3条第2項第8号の業務を実施した地区にあつては、換地  
計画素案及び換地予定地図

(20) 第3条第2項第9号の業務を実施した地区にあつては、利用  
権設定申出実績調査

附 則

4 省略

助事業に係るものにあつては、定額とする。

○愛媛県告示第8号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大洲市肱川町中津1279から1284まで、1289、1296から1299まで、1301、1303から1306まで、1308から1311まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
肱川町中津1279、1280、1283、1284、1289、1296、1297（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第9号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大洲市柳沢甲387の1、甲387の3、乙651の1、乙651の2、乙652の1、乙654の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第10号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法

（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字生田2393から2396まで、2398から2400まで、2401の1、2401の2、2402、2403、2404の1から2404の4まで、2405から2408まで、2420から2422まで、2423の1から2423の3まで、2424、2425、2438から2440まで、2457
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字生田2401の2・2404の1・2422・2423の1から2423の3まで・2425・2438から2440まで（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第11号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
宇和島市・南宇和郡愛南町（以上2市町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所  
四国中央市富郷町津根山乙440の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

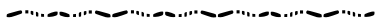
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第13号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和5年1月10日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市

愛媛県四国中央市三島宮川四丁目6番55号

代表者 四国中央市長 篠原実

愛媛県四国中央市金生町下分121番地2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

四国中央市川之江町4110番から4236番3を経て4087番60に至る地先公有水面

イ 区域

次の1点と2点を直線で結んだ線及び2点と1点を結ぶ令和3年秋分の満潮位（C・D・L・+3.99m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（愛媛県四国中央市川之江町1087番4、国土地理院「川之江」三等三角点）は、北緯34度00分46.8031秒、東経133度34分02.5623秒の地点

1点は、基点から真北297度17分25秒、511.458メートルの地点

2点は、1点から真北27度41分53秒、430.98メートルの地点

ウ 面積

184,233.18平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

四国中央市川之江町4110番から1087番4を経て4087番60に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（愛媛県四国中央市川之江町1087番4、国土地理院「川之江」三等三角点）は、北緯34度00分46.8031秒、東経133度34分02.5623秒の地点

A点は、基点から真北291度08分48秒、499.708メートルの

地点

B点は、A点から真北207度41分56秒、46.63メートルの地点

C点は、B点から真北297度41分53秒、215.00メートルの地点

D点は、C点から真北27度41分53秒、630.98メートルの地点

E点は、D点から真北117度41分53秒、215.00メートルの地点

F点は、E点から真北207度41分54秒、51.85メートルの地点

G点は、F点から真北127度56分52秒、349.50メートルの地点

H点は、G点から真北31度17分43秒、112.70メートルの地点

I点は、H点から真北111度33分07秒、139.05メートルの地点

J点は、I点から真北206度06分57秒、292.39メートルの地点

K点は、J点から真北233度27分59秒、141.65メートルの地点

L点は、K点から真北201度41分16秒、150.07メートルの地点

M点は、L点から真北253度31分41秒、133.33メートルの地点

ウ 面積

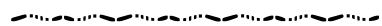
396,970.10平方メートル

3 埋立地の用途

用途	配置	規模
保管施設用地	埋立地の北西側に位置	約6.8ha
製造業用地	埋立地の中央部に位置	約5.8ha
	埋立地の東側に位置	約2.5ha
建設業用地	埋立地の南側に位置	約1.2ha
緑地	埋立地の東端に位置	約1.1ha
道路用地	製造業用地と製造業用地の間に位置	約0.9ha
	製造業用地と緑地の間に位置	0.1ha未満
護岸用地	埋立地の北西側に位置	0.1ha未満

4 埋立免許年月日

令和4年12月26日



○愛媛県告示第14号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年11月16日から  
令和5年7月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県四国中央市金生町下分 地内

○愛媛県告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
新居浜都市計画道路3・2・2新居浜バイパス線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 新居浜市船木字坂ノ下、船木字下長野、光明寺一丁目、光明寺二丁目及び東田三丁目の各一部
  - (2) 削除する部分 新居浜市船木字坂ノ下、船木字下長野、光明寺一丁目、光明寺二丁目及び東田三丁目の各一部

○愛媛県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
新居浜都市計画道路3・4・5磯浦阿島線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 新居浜市一宮町一丁目、繁本町、東雲町一丁目及び桜木町の各一部

○愛媛県告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
新居浜都市計画道路3・4・6駅前郷線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 新居浜市庄内町六丁目の一部
  - (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
新居浜都市計画道路 3・6・20宇高西筋線	新居浜都市計画道路 3・4・20宇高西筋線

- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 新居浜市桜木町、宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目及び高津町の各一部
- (2) 削除する部分 新居浜市宇高町四丁目、松の木町、沢津町三丁目及び宇高町三丁目の各一部

○愛媛県告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画道路 3・6・25上泉萩生線	新居浜都市計画道路 3・6・25上泉萩生線

- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
広見都市計画道路 ・3・1泉橋本町線	広見都市計画道路 3・5・1永野市栄町線

- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 鬼北町大字永野市の一部
- (2) 削除する部分 鬼北町大字出目、大字永野市及び大字近永の

各一部

○愛媛県告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

広見都市計画道路 ・ 3 ・ 2 栄町芝線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 鬼北町大字近永、大字奈良、大字芝及び大字中野川の各一部

○愛媛県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

広見都市計画道路 ・ 小 ・ 2 永野市線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 鬼北町大字永野市の一部

○愛媛県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

広見都市計画道路 ・ 小 ・ 3 奈良通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 鬼北町大字奈良の一部

○愛媛県告示第24号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友重機械工業株式会社

東京都品川区大崎2-1-1

代表取締役 下村 真司

2 事業場の名称及び所在地

住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場

新居浜市惣開町5-2

3 特定施設に関する事項

(1) DF-1

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第63号 ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	風量1分当たり4.1立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後10日後程度	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	8時～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	10分	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 5
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 6 最大 30
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 20
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 3
		通常 $0.07 \times 10^{-3}$ 最大 $0.14 \times 10^{-3}$

備考 汚水等はすべて回収し、産業廃棄物として処理する。

(2) SC-1

特定施設の種類	政令別表第1第63号 ホ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	風量1分当たり1立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後10日後程度

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	8時～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.03×10 <sup>-3</sup> 最大 0.06×10 <sup>-3</sup>	

備考 汚水等はすべて回収し、産業廃棄物として処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 汚水処理施設

設置年月日	平成12年12月31日		
処理施設の種類及び型式	物理化学的処理		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 29,000ミリメートル 横 19,000ミリメートル 高さ 6,500ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり1,700立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集浮上分離、砂ろ過、活性炭		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0
汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.2 最大 30.8	通常 6 最大 15

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	15	通常	5
	最大	30	最大	15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	5	通常
	最大	20	最大	20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1	通常
	最大	3	最大	3
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	635	通常
	最大	720	最大	720

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 工場排水口(No.16)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.0～8.0
		最大	6.0～8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	2.3
		最大	4.9
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	2
	最大	5	
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	5	
	最大	20	
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1	
	最大	3	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	2,454	
	最大	2,612	

備考 この他に、雨水専用排水口が15箇所ある。

○愛媛県告示第25号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年1月10日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

- 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日  
令和4年12月21日
- 指定道路の位置  
四国中央市中之庄町字光明1326番1の一部及び1348番1の一部
- 指定道路の延長及び幅員
  - 延長 43.18メートル
  - 幅員 6.04メートル

○愛媛県告示第26号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。



令和5年1月10日  
 愛媛県東予地方局長 山本 泰士

1 指定道路の種類  
 建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日  
 令和4年12月22日

3 指定道路の位置  
 四国中央市金生町下分字大道1631番の一部

4 指定道路の延長及び幅員  
 (1) 延長 23.64メートル  
 (2) 幅員 4.04メートル

○愛媛県告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年1月10日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第39号 令和4年12月27日	伊予郡松前町大字上高柳字丸田219番1	松山市余戸西1丁目7番25号 ヴォアペール B-101号 水元 淳平 水元 由理 住

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

令和4年11月20日執行の愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和5年1月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和4年11月20日執行 愛媛県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 32,131,000円
- 報告書の要旨

候補者氏名	中村 時 広	所属党派	無 所 属	期 間 令和4年10月17日から 令和4年12月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	浮 穴 義 夫				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	510,000円	
ドラフト・ポリシー-21		1,000,000円	家屋費	250,000	
愛顔えひめの会		321,000	選挙事務所費	250,000	
中村時広連合後援会維新会		544,000	集合会場費	0	
その他の寄附	0件	0	通信費	0	
その他の収入		3,000,000	交通費	346,490	
今 回 計		4,865,000	印刷費	1,131,250	
総 計		4,865,000	広告費	242,000	
			文具費	0	
			食糧費	255,585	
			休泊費	237,700	
			雑 費	73,691	
			今 回 計	3,046,716	
			総 計	3,046,716	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ピラの作成	115,950円

	ポスターの作成	778,800円
	計	894,750円

報告書受理年月日	令和4年12月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	林 紀子	所属党派	日本共産党	期 間 令和4年11月2日から 令和4年11月2日まで 第1回分
出納責任者氏名	中 尾 暁 子			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	34,000
日本共産党愛媛県委員会		1,830,590円	選挙事務所費	34,000
日本共産党東予地区委員会		17,000	集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	1,680,490
			広告費	133,100
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附	0件	0	休泊費	0
その他の収入		0	雑 費	0
今 回 計		1,847,590	今 回 計	1,847,590
総 計		1,847,590	総 計	1,847,590

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年11月28日	第1回報告分
----------	------------	--------